

会議の名称	(番号) 1-19	第13回墨田区景観審議会		
開催日時	平成28年9月29日(木) 10時00分から12時00分まで			
開催場所	墨田区役所12階 122会議室			
出席者数	委員8人(欠席1人) 加藤仁美 篠崎道彦 村山顕人 寺沢智博 笠井 孝 岡本郁雄 岸 成行 小木曾清三			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議案	(1) 水神大橋の塗替えに関する通知について			
報告事項	(1) 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況について (2) 亀沢地区の景観まちづくりにおける取組状況について			
配付資料	資料1 景観計画区域内における行為の通知書 資料2 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況 資料3 亀沢地区景観まちづくりに係る墨田区景観計画及び地区計画の変更方針について 資料2(追加) 景観アドバイザー協議事例			
会議概要	1 開会 2 委員紹介 3 議案 (1) 水神大橋の塗替えに関する通知について 4 報告事項 (1) 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況について (2) 亀沢地区の景観まちづくりにおける取組状況について 5 その他 6 閉会			
所管課	都市計画部 都市計画課 景観まちづくり担当 電話 03(5608)6266 FAX 03(5608)6409			

第13回 墨田区景観審議会

平成28年9月29日（木）午前10時00分～

<加藤会長>

第13回墨田区景観審議会を開催いたします。

まず初めに、事務局から委員の出席状況と新委員のご紹介をお願いいたします。

<和田課長（都市計画課長）>

区民委員の大嶋委員がご欠席でございますが、そのほか8名が出席してございまして、委員総数9名に対し、半数以上の委員さんが出席されておりますので、本審議会は成立しております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、前回の審議会以降、委員さんに変更がございましたので、私のほうからご紹介させていただきます。

お手元に、お送りいたしました資料に、墨田区景観審議会委員（新旧対照）と書いてあるものをごらんください。

東京商工会議所墨田支部からご推薦をいただいております鈴木俊雄委員から岡本郁雄委員に代わりました。岡本委員、どうぞよろしくお願いいたします。

<岡本委員>

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

<和田課長（都市計画課長）>

東京都建築士事務所協会墨田支部からご推薦いただいております七岡剛委員から笠井孝委員に代わりました。笠井委員、どうぞよろしくお願いいたします。

<笠井委員>

笠井と申します。よろしくお願いいたします。

<和田課長（都市計画課長）>

また、東京都の人事異動に伴いまして、高野委員から寺沢委員に代わってございます。寺沢委員、どうぞよろしくお願いいたします。

<寺沢委員>

寺沢と申します。よろしくお願いいたします。

<和田課長（都市計画課長）>

委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

<加藤会長>

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の進行について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

<和田課長（都市計画課長）>

本日の進行のご説明の前に、資料のほうをご確認させていただきたいと思います。

事前に郵送させていただいておりますA4サイズの次第、それから墨田区景観審議会委員、新旧対照のもの、それから第13回墨田区景観審議会とホチキスどめの厚いものがございますけれども、お送りいたしました資料、ございますでしょうか。

それから、本日机上配付のものといしまして、水神大橋色彩シミュレーションのA3サイズのもの、それから資料2の追加資料といしまして、墨田区景観アドバイザー協議事例ということでA4サイズの景観アドバイザー協議事例と書かれているもの、それから亀沢地区の景観の考え方ということで、閲覧用で置かせていただいております。

そのほか参考資料といしまして、墨田区景観計画を置かせていただいておりますけれども、ございますでしょうか。

それでは、本日の審議会の進行につきまして、ご説明させていただきます。

議案は1件で、「水神大橋の塗替えに関する通知について」でございます。まず、概要説明後、ご質問を受けてから、本日バスを用意してございますので、現地を見ていただきたいと思います。そして戻ってきてから、またご質疑、ご意見をいただき、ご審議をしていただきたく思っております。

報告事項につきましては2件ございまして、「墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況について」と「亀沢地区の景観まちづくりにおける取組状況について」を報告させていただきます。終了時間12時を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<加藤会長>

ありがとうございます。

それでは、現地視察もあるようでございますが、議事のほうを進めさせていただきたいと思えます。

まず、議事の説明者のご承認を諮りたいと思えます。

説明者といたしまして、直井都市計画部長、和田都市計画課長、景観アドバイザーの村上先生、東京都第五建設事務所補修課課長代理の渡辺様。よろしくお願いいたします。

以上でございますが、ご承認いただけますでしょうか。

(承認)

<加藤会長>

ありがとうございます。

それでは、ご承認いただきましたので、議事に入りたいと思えます。

本日の議題でございますけれども、「水神大橋の塗替えに関する通知について」でございます。事務局のからご説明をお願いいたします。

<和田課長（都市計画課長）>

それでは、私のほうからご説明させていただきます。

議案「水神大橋の塗替えに関する通知について」ということでございます。

お手元の資料1をござんください。

第13回墨田区景観審議会、ホチキスどめになっております資料の中、1枚めくっていただきますと、議案（1）水神大橋の塗替えに関する通知というものが1枚ございまして、その後ろに資料1と書いてあるものがございます。こちらをござんください。

東京都第五建設事務所長さんから、隅田川にかかる水神大橋の色の塗替えをすることと通知が来ております。その塗替えに関しましてマンセル値が、現在墨田区で指定しております色彩基準に適合していないということで、本日ご審議いただくものでございます。

理由書が5ページについてございますので、5ページをござんいただきたいと思えます。

あわせて、今日お配りいたしました水神大橋色彩シミュレーションをござんいただきたいと思えます。

それでは、理由書を読ませていただきます。

本橋は、特例都道吾妻橋伊興町線（第461号）が隅田川を渡河する橋梁として1988にしゅん功し、その後、第三次緊急輸送道路に指定され、有事の際、墨田区民の重要な避難路の一つとなることに加え、物資輸送

の要となることが想定されている。

しゅん功から現在に至るまで、塗替えによる維持管理を行ってきたところであるが、塗膜下地層からの剥離が顕著に見られるなど塗装の劣化が認められ、今年度から3箇年の予定で塗装の塗替え工事を実施する予定である。

塗替えの色彩を検討するにあたり、これまでの塗替え工事の経緯を調査したところ、橋の主要構造部であるアーチリブ及び補剛桁の色彩は、しゅん功当時から現況と同じ色彩であり、その後も30年近く同色にて維持管理を行っていたということです。

現状の色は、今、併せてご覧いただいている資料に、きれいな写真の図がございますけれども、左上の図が現状の色でございます。そのため本橋の形状とともに色彩のイメージについても地域住民に広く認識されているものと考えられるということでございます。

なお、主要構造部について現況の色相を維持しつつ墨田区景観計画の色彩基準に適合する色彩を選定した場合なんですけど、右側の下の図が、その色彩基準に適合した色でございます。この色彩を選定した場合、現況の色彩とかけ離れた濃いグレー色となることから、地域に馴染んだイメージと異なることやランドマーク性が薄れることが懸念されたということでございます。

そこで、地域に馴染んだイメージやランドマーク性を維持していくことが適切と考え、主要構造部について現況と同じ色彩を選定した場合について、墨田区景観アドバイザー協議にて相談していただきました。その際、隅田川中流部著名橋の塗替え基本方針に書いてございますけれども、彩度を

抑えた品格のある落ちついた色彩にした方がよいということ、それから高欄・防護柵・照明柱・ロックドコイルロープは主要構造部の色相に揃えた方が望ましいとのアドバイスをさせていただいたところでございます。

このことを踏まえ、墨田区景観計画の色彩基準に適合しない色彩ではありますが、主要構造部については現況の色相5PB、明度が3、彩度が9から、彩度を9から4に下げたもの、付帯構造物については主要構造部の色相5PBとし、明度と彩度を抑えた色として本審議会にご審議していただきたいということでございます。

その図としましては、塗替え案と書いてございます左下の図でございます。

続きまして、10ページをまずお開きいただきたいと思います。参考資料と左上に書いてございます、この図でございます。水神大橋維持工事（塗装）という図、ございますでしょうか。

まず、場所でございますけれども、左下に位置図がございますが、墨田区の白鬚防災拠点、北部地域ですけれども、そちらにかかっている橋でございます。江東防災6拠点のうち、白鬚西地区、東地区、それから亀大小と呼ばれています亀戸、大島、小松川を結ぶ道路の一部を担う橋でございます。それが水神大橋でございます。

上のほうに橋梁の諸元がございます。水神大橋のスタイルは、ニールセンアーチ橋ということでございます。

工期としましては、ことしの10月から平成31年3月を予定されているということでございます。

工事概要としましては、先ほどもご説明

したとおり、橋の本体構造と、それから高欄だとか照明柱の付帯構造物も塗装されるということでございます。

現在の色味ですけれども、現況で書いてございますが、(1)のところにございますが、高欄だとか防護柵、照明柱がベージュ系、黄赤系の色になってございまして、ロックドコイルロープのところ、ちょっと斜めにバッテンとなってるものがございすけれども、これが灰味の薄い赤になってございます。主要構造部のアーチリブが今、濃い青紫色ということで彩度9の色でございす。

これを今回の塗装塗替えといたしまして、下にございすけれども、高欄だとか付帯構造物につきましては、同じ色相の灰味の薄い青紫色ということで、色相は同じでございすけれども、明度を上げて彩度を下げるといふ色でございす。

そして、アーチリブのほうですが、現在の色味に彩度を5ポイント下げて4に下げた色味、ただちょっと墨田区の色彩基準から外れているということでございす。

現況写真、7ページにありますので、部分的なところと、それからあと8ページに下に立面図とともに現況塗装位置図がございす。そちらを見ながらご説明させていただきますと思います。

まず、上のほうからいきますと、7ページの現況写真をごらんください。

①とありますのが歩道部の高欄、②が車道と歩道の間の防護柵でございす。それから、下のほうの図で、③、④が全体図でございすけれども、後からご説明いたしますが、⑩のところをちょっとごらんいただきたいと思いますが、今回、補剛桁、下

の高欄、先ほどの①の歩道部の高欄の下のところに見えます補剛桁というのが下から臨めるようになってございます。

それでは、8ページをごらんください。

塗装の立面図とともに、色相を書いておりますけれども、まず①と書かれておりますのがアーチリブ、それから橋門構、横支材というものでございす。これを現在のマンセル値から、色相は同じで、彩度を5ポイント下げたもので色の塗替えをするということでございす。

立面図、横断図を見ていただくとわかりやすいですが、大きな本体をこの青色で塗るといふことでございす。

それから、真ん中の図がございすけれども、②から⑤の付帯構造物というものを、先ほどご説明いたしました灰色味の色で塗替えるということでありす。

それから、少しわかりにくいんですけど、⑥の補剛桁という橋の下の部分ですけれども、内桁につきましては、現在の色味から彩度を下げた色で、色彩基準は超えているもの。横に見えます⑥ーbという外桁というものを高欄と同じ色で塗るといふことでございす。

現況図のほうに戻っていただきまして、⑩の高欄の下の横に見えるプレートみたいなところがありますが、そこは高欄と同じマンセル値となります。下のほうにRCの橋脚に向けた、見えるところは上の大きな構造物と同じ色味で塗りたいという計画でございす。

簡単ではございすけれども、以上でご説明のほうを終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

<加藤会長>

ありがとうございます。

ちょっとどこなのかわからなくなってしまっているんですけども、何かご質問ございますでしょうか。

お願いします。岸委員。

<岸委員>

3枚の写真をいただいている中で、下に塗替え案ということで、左側と右側、2つ写真がありまして、そしてこの10ページの資料の塗替えのところを読むと、この塗替えに倣って塗替えたものがこの左側の写真というふうでよろしいわけですか。

<和田課長（都市計画課長）>

そうです。

<岸委員>

右上の写真というのは、また別の案というか、どういうことですか。

<和田課長（都市計画課長）>

別の案ではなくて、先ほどこちょっと理由書の中でご説明させていただきましたけれども、墨田区の色彩基準に合わせるとこの色になるということで、検討の途中の色をシミュレーションしたという図でございます。

<岸委員>

そうすると、左側のほうで審議をということなんですか。

<和田課長（都市計画課長）>

そうです。説明が悪くて申しわけありません。シミュレーションの左下の図が完成形ということで考えております。

<岸委員>

そうすると、写真はこの左側でよろしいんですね。

<和田課長（都市計画課長）>

左下です。

<加藤会長>

墨田区の景観基準でいくと、右側の下のようになってしまうけれども、実際にやりたいのは左側の下のものだと。そういうことですね。

<和田課長（都市計画課長）>

そうです。

<加藤会長>

ほかにございますか。

小木曾委員、お願いします。

<小木曾委員>

そもそも論なんですけど、青からグレーに変わるという、その意味をこの5ページに示していただいたんですが、「著名橋の塗替え基本方針である彩度を抑えた品格のある落ち着いた色彩にした方が良い」という、アドバイザーの村上さんのところだと思うんですが、これはどういう根拠でこういう話になったんでしょうか。

単純に思うには、今ブルーですごくいいなと思っているのは、このA3の写真全部、これ実は荒川区側から撮っていますよね。向こう側は、はっきり言って、汐入タワーがあって、汐入公園があって、すごく色鮮やかになっているところですね。

こっちから見ると、確かにコンクリートで、グレーのほう合っているのかもしれないけど、反対側から写したときに、これ青のほうがいいんじゃないのという、ただ単純に私は、区民の一人として単純にそう思ったんですが、その辺、村上さんはどんなお考えなのか、ちょっとお聞きできればと思います。

<加藤会長>

景観アドバイザーの村上先生、お願いいたします。

<村上アドバイザー>

私どもアドバイザーは2人で務めておりまして、色彩専門の吉田先生と私とで、先日この現地に行って確認いたしました。

今の墨田区の色彩の決め方からしますと、橋桁とかそういう非常にランドマーク性のあるものも工作物という分類の中に入っておりまして、普通の市街地にある大型建物と同じ色彩基準に入るように決められているんです。

ランドマークに対する配慮というのは、墨田区の景観計画の中記載がありませんので、今後、検討しなければいけない部分ではないかなと2人で話しておるんです。ただ前回、吾妻橋のことを検討いたしました時と同様に、少し彩度を抑えたほうがなじむのではないかとということで、全体にちょっと彩度を抑えたいということと、今の墨田区の色彩基準に適合する範囲では、ランドマーク性がちょっと劣る。それから、区民の方たちの避難のときの目印というようなことからいっても、少し色が見えたほうがいいんじゃないかとということで、今回の案が望ましいとアドバイスしたところです。

<小木曽委員>

明るいほうがいいんじゃないですか。

<村上アドバイザー>

荒川区側は、逆に基準が、ランドマークについては建築と同じようにするという規制になっていないので、一番上のマンセル値でも問題ないんですけど、両側の雰囲気とも合わせながら検討いたしました。

私、ここの現地に行って、首都高速の橋桁が、以前はコーラルという、ちょっと赤っぽいような色でずっと塗られていたのが、最近シーサイドブルーということでブルー

系になっているんですね。視界が広がる中で、ブルーの色調は非常に合うということで、ブルーでもいいのではないかと。現在の墨田区の範囲ではなくて、少しランドマーク性を出そうと。しかし、吾妻橋でも少し色を抑えていただいているので、ちょっと彩度を下げてということで、左側の案を提案させていただいたという経緯がございます。

<小木曽委員>

吾妻橋の場合は、東と西、全く市街が違うので、いろんな経緯がありましたけれども、名前も水神大橋なので、水をやっぱりイメージしてほしかったなというのは、単純に思っているんですが、明るい色というのが何で悪いのかと。いろんなアンケートをとると、そういうところに落ちついちゃうのかなというのはわかりませんが、何かその点が、もうちょっと説得力があるところがあってほしかったなという、地元の人が納得できる。何か暗くなっちゃったなという感じがあって。

<村上アドバイザー>

今の色も塗ったときよりはさめていまして、なじんでいるんですけど、実際は塗るともっと鮮やかな色になるということもあります。ですから、今、今度決めたぐらいで、現状とそんなに変わらない感じにおさめるのではないかという判断もございます。

<小木曽委員>

確かに30年たつとね、もう……

<村上アドバイザー>

はい。さめておりますので、今の調子が必ずしもこの5PB3/8ではないので。

<小木曽委員>

確かに私はアーチのほうばかり、目は

どうしてもこのアーチのほうにいったやうので、何かアーチの色が変わるといのはちょっと。

＜村上アドバイザー＞

そのほか、10ページでございますように、その他の高欄とか防護柵もブルー系の入ったもので統一させていただいて、全体がきれいに見えるようにということで、これまではちょっと赤黄系だったんですけど、それを抑えさせていただいたというので、全体にきれいに見えるようにそろえさせていただいております。

＜小木曽委員＞

ありがとうございました。

＜加藤会長＞

ありがとうございました。

ほか、ございませんでしょうか。

＜和田課長（都市計画課長）＞

すみません、こちらの資料なんですけれども、ちょっとマンセル値が間違っております、これ本当は現状の桁が5 P B 3 / 9です。すみません。8に記載が間違っております。申しわけございません。

＜加藤会長＞

そうですね。わかりました。

すみません、私から。

この写真を見ると、上と下とそんなに変わらないように見えるのですが、この10ページの現況の色で見ますと、相当この写真と違うように見えるんですが、これは30年間たったからこうなったということなんでしょうか。

＜和田課長（都市計画課長）＞

それと多分、ちょっと申しわけないですけど、照明灯の色が現況と少し違っていますよね。現況の桁はあれなんですけど、照

明灯のイメージがちょっと現況と、今もう少し茶色、黄赤系……

＜村上アドバイザー＞

照明灯って、これ柱ですね。

＜和田課長（都市計画課長）＞

はい。照明灯もちょっと変わって。

＜加藤会長＞

ああ、本当だ。照明灯がちょっと。

＜和田課長（都市計画課長）＞

それから、すみません、塗装の色につきましては、ちょっと印刷の性能がありますので、見本はあるのかな。

＜直井部長（都市計画部長）＞

2つ比べてみないとわからないから。

（サンプル見本を提出）

＜和田課長（都市計画課長）＞

現地で、これと今、現状を見比べていただくというふうにさせていただくのかというふうに思っております。

シミュレーションのこの図もちょっとわかりにくくて申しわけないんですけども、現地のほうでちょっと現状の色味と正しい色味を、ちょっと小さいのでイメージがぴったりくるのかあれですけども、ぜひ見ていただいてからのほうが。

＜加藤会長＞

そうですね。色彩は難しいですね。

＜和田課長（都市計画課長）＞

色彩は難しい。

＜加藤会長＞

印刷でちょっと差がありますからね。

＜和田課長（都市計画課長）＞

印刷の関係でちょっと変わってきてしまっておりまして、わかりにくいかもしれません。

＜加藤会長＞

現地、荒川区側のほうから首都高速との関係もあって、やはり現地に行ったほうが早いような気はいたしますね。

＜和田課長（都市計画課長）＞

そうですね。見ていただいてからまたというのがあるかと思うんですけども。

＜加藤会長＞

よろしいでしょうか。現地に行ってから、またご質問等があればと思います。ということでもよろしいでしょうか。

では、現場確認後にまた審議を再開したいと思いますので、事務局のほうから誘導をお願いいたします。

＜和田課長（都市計画課長）＞

それでは皆さん、貴重品だけお持ちになりまして、1階にバスが用意しておりますので、そのほかのものはこちらに置いていただいて結構でございますので。必要なものだけお持ちいただきたいと思います。

〔現地確認〕

＜和田課長（都市計画課長）＞

すみません、事務局からなんですが、村山委員が所用のためお帰りになされました。ということで、2名ご欠席でございますけれども、審議会のほうは成立しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

＜加藤会長＞

わかりました。

皆さん、お疲れさまでございました。それでは、審議を再開したいと思います。

ただいまの現地視察を踏まえまして、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

じゃ、お願いします。岸委員。

＜岸委員＞

前回の審議会で、吾妻橋とか、白鬚橋とか、補強のお話があった中で、私は今回この色彩基準から外れていますけれども、今の推薦された色でよろしいかなと思うんですね。

仮に、今後そういうふうに決まるかわからないんですが、審議されるかわからないんですが、ただし書きみたいなものを前回のときに議事録につけ加えて、どういう根拠でこういうものを決めたか、基準からは外れているけれどもどうなのか、理由を書いていますので、ということをお前回もやったほうがいいのかなど。

それともう一つは、橋だから基準から逸脱していいのかとか、あるいは区のものだからいいのかという議論が必ず起きるので、その辺も今後、またほかの橋等いろんなものの塗替えがあったときに、それをどういうふうに考えていくかということも確認しておいたほうがいいのかと思うんですけども。

＜加藤会長＞

ありがとうございます。貴重なご意見かなと思います。

そのほかございませんでしょうか。

小木曾委員。

＜小木曾委員＞

すみません、私はそもそも論をお話をさせていただきましたけれども、皆さんにも見ていただいて、私はしょっちゅう通るところなので、荒川のことを考えたら水神大橋という名前からして、やはりブルーをもうちょっと強くしてもらってもいいんじゃないかなというふうに思っています。基本的には、私の個人の考え方ですので、皆さ

んがどういう判断をするのかわかりませんが、私の希望としては、その内容の希望を提出させていただきたいというふうに思っております。

<加藤会長>

ありがとうございます。

もう少し明るいというか、彩度の高い色のほうがよろしいんじゃないかという個人的なご意見ですね。

<小木曽委員>

今ちょうど汐入公園は余り緑がありませんけど、春になるとかなり緑がかってきますので、それにブルーがすごく調和していて、こちらから行く分にはすごくよく見えるという、前の短大ですか、航空高専の建物も大分斬新になってきましたので、そういう点からも、アーチはすごく大事なかなというふうに思った次第でございます。

<加藤会長>

どうでしょうか、そういうご意見がございましたけれども、個人的なご意見ということではよろしいでしょうか。

ほか、ございませんでしょうか。

<篠崎副会長>

まず、今回の色彩が適合を外れるということに対しては、先ほど岸委員おっしゃったことで、私もそれでよろしいのではないかというふうに思います。

それで、色彩そのものに関しては、やはり彩度が9というのは相当強く出てくるし、特に色見本を持っていただいただけとわかりにくいですが、大きな面積でそれが出てきますので、さらに強く感じるんじゃないかと思います。

彩度を落としても、それ以外のものをグレーで塗るということで、かなり橋のアー

チは際立ってくるのではないかという印象です。

それともう一つは、これまでの橋の塗替え、これまでといたしますか、吾妻橋でも分かれていた吾妻橋以降の橋の塗替えについては、ランドマーク性は意識しながらも、余り橋だけが際立つというよりは、周囲の景観と同じ形で彩度を落としていくという方向で審議会でもそういう意見の流れで来ていると思いますので、現時点ではその方向を変えるべきではないというふうに思います。そういう意味で、提案の色彩に賛成いたします。

<加藤会長>

ありがとうございます。

そのほかの委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、私個人の意見としても、非常に周辺の色彩と、先ほど首都高速のお話もございましたし、それから汐入公園のほうも今の段階では結構、汐入のほうとの景観とも、今の状況では合っているかなというふうに思いました。

ということで、今、副会長のほうからもお話がございましたけれども、今までの吾妻橋以降の色彩の考え方を踏襲するという形でいけばよろしいかなと思いますけれども。よろしいでしょうか、そちらのほうで。

(承認)

<加藤会長>

ありがとうございます。

それで、岸委員からもお話ございましたけれども、どうしてそうなったかということで、やっぱりきちんと記録に残すことは、私も何よりも大事なかなと思っておりますの

で、この理由書を中心にいたしまして、今回のご判断につきまして、きちんとただし書きをきちんとつけていくことを条件にしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(承認)

<加藤会長>

それでは、本議案、意見なしといたしますか、これでよろしいということで墨田区長に回答したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、報告事項に移りたいと思います。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

<和田課長（都市計画課長）>

審議が終わりましたので、東京都の第五建設事務所さん、ご退席させていただきますと思います。

(東京都第五建設事務所 2名退席)

<和田課長（都市計画課長）>

それでは、お時間もありませんので、報告事項、2項目ございますけれども、2件続けてご説明させていただいて、ご意見ご質問を受けたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

1つ目、墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況についてということで、年に1回、審議会をさせていただく際に、報告させていただいている内容でございます。

資料のほうですが、事前にお送りいたしました資料の資料2をご覧くださいと思います。それと、追加資料としまして机上配付させていただいておりますこちらの、先ほどちょっとご紹介いたしましたけれども、A4の梅若橋コミュニティ会館【塗り

替え】をごらんください。両方使わせていただきます。

まずは資料2、冊子のほうで配付させていただいた資料ですけれども、墨田区では景観計画に基づく事前協議・届出を行ってございまして、事前協議の物件につきましては景観アドバイザーさんの協議を行わせていただいております。

年間の建築物の件数ですけれども、まず建築物につきましては、事前協議・届出対象規模は、高さ15メートル以上、かつ延べ面積3,000平米以上のものを事前協議から始めて届け出をさせております。届け出のみが高さ15メートル以上、または延べ面積500平米以上のものになってございます。

平成21年度11月から景観計画を策定し、届出・協議を行ってございますけれども、大体年間平均134件程度、届け出をいただいております。事前協議につきましては20件前後になってございます。

工作物につきましては、事前協議・届出対象規模、同じにしております。地盤面から高さ15メートル以上のものを工作物として届け出をしていただいております。

荒川と隅田川軸につきましては、橋梁等、川にかかるものもプラスで届け出を受けております。事前協議も求めていますので、きょうの水神大橋や吾妻橋の塗替え等もこちらの対象になってございます。大体、年間一、二件、多くて4件ということでございます。

アドバイザー協議につきましては、橋梁等の大きなものは事前協議対象としてございます。

次に、開発行為ですけれども、開発行為も事前協議・届出対象規模が開発面積500

平米以上となってございまして、墨田区ではちょっといろいろとばらつきがございすけれども、年間多くて7件、少ないときは1件というような形でやってございます。

ほとんどの区域が500平米より少し下回るぐらいの開発規模でございしますので、こちらにつきましてはアドバイザーさんの事前協議は行ってございません。

それから、1ページめくっていただきますと、景観アドバイザーさんの年間協議日数が書いてございますけれども、大体1カ月1日程度でやっております、1日につき二、三件の協議を行っております。

この日にちの数え方は、アドバイザー1人の場合、1日と数えてございますので、大体月に1回から2回、多いときは2回やっているというような形でやらせていただいております。

その成果ということでございますけれども、きょう机上配付させていただきました公共施設の梅若橋コミュニティ会館の塗替えです。

すみません、色彩の色味がプリンターの関係上、ちょっと色が違ってございまして、先ほどの色彩の見本、これを、1枚しかないんですけど、見て回していただくといいんですけども、当初の現状の建物の色彩が左側にございまして、それと同じ色系に塗替えを希望していたということで、R系の、ちょっとこれよりも少し明るい赤い色というか、小豆っぽいような色で現状が塗られておりました。

景観アドバイザーさんから色の塗り分けをしたかどうかということでご提案がございまして、黄色系の色で塗替えさせていただいております。それが先ほど現状塗替え

られた後の建物を見ていただいたということでございます。

今プリントアウトしている色とちょっと感じが違いますので、申しわけございせんが、現地を見ていただいたとおりでございます。

それから、2枚めくっていただきますと、蔵前橋の塗装、前回の審議会でご審議いただきましたものでございますけれども、塗替え工事が始まってございまして、9月28日に撮影させていただいた塗装部分でございます。②の下の方、ちょっと寄った写真がございまして。これが塗替え後の今の色でございます。

2枚目にA3のカラーシミュレーションをやったときの絵でございますけれども、左側を見ていただくとかなり派手な黄色の色だったんですけども、落ちついた色、ちょっと黄色を抑えた、彩度を抑えた色であるのと、それから高欄部分の塗り分けをしたということで、落ちついた色味になったかなというふうに思っております。こちらが成果でございます。

続きまして、報告事項(2)でございます資料3、A3見開きで2枚ついてございます、そちらをごらんいただきたいと思います。

亀沢地区景観まちづくりに係る墨田区景観計画及び地区計画の変更方針についてご説明申し上げます。

墨田区では、平成21年から墨田区景観計画を策定いたしまして、建築物等の景観届け出や事前協議により、地域の特徴を生かした景観誘導を今までも行っております。

区南部地域の亀沢地区では、現在は落ちついた町並みになっておりますけれども、

今年の11月にすみだ北斎美術館が開館することになってございまして、今後多くの来街者が見込まれておりまして、店舗等の進出により、奇抜な外観のお店や、それから広告物が氾濫するようなことが懸念されて、地域も懸念してございます。

そのため、適切にぎわいの誘導や、それに加えて、亀沢地区の特徴、魅力を生かした景観まちづくりを進めるため、地域にふさわしい景観のルールづくりが必要になっているということでございます。

そこで、墨田区景観計画に基づきます景観形成重点地区の指定とともに、地区計画が今かかってございますので、その変更をいたしまして、ルールづくりをしていきたいと考えてございます。

来年の9月に運用開始を目指して取り組んでいくということで、今後、地域の方々にその説明会とかしていきますので、今回ご報告させていただくということでございます。

それでは、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

第1のところ、墨田区景観計画の変更ということでございます。景観形成重点地区の指定ということですが、景観形成重点地区とは、墨田区の景観計画で、景観の形成を区民等の協働により積極的に推進する地区として位置づけさせていただいておりまして、当初から、平成21年のときにそういった区域、地区を指定していきますよということで位置づけてはいるんですけども、当初からちょっと地区の指定は今までございまして、今回亀沢地区に初めて指定していきたいというふうに考えてございます。

趣旨でございますけれども、亀沢地区の特徴や魅力を生かした景観づくりに取り組むことを目的に景観形成重点地区を指定していきます。

その方向性(2)でございますけれども、亀沢地区の景観、特徴を活かすため、建替え等に合わせて景観誘導を図っていくということ。

それから、ウに飛びますが、北斎通りを軸に地区全域をより魅力ある景観へと誘導し、まち歩き観光に寄与する景観形成を目指していきたいと考えてございます。

これまでの取り組みなんですけれども、机上に配付させていただいておりますが、亀沢地区の景観の考え方というものを、地域の方々とまとめさせていただいております。

これは、亀沢地区の景観を生かすために、地域住民と景観に配慮する点や推奨する考え方につきましてまとめたものでございまして、地域と2年ぐらいかけましてまとめさせていただいております。

平成25年にこれをまとめましたが、地域住民の組織であります町会と北斎通りまちづくりの会という墨田区のまちづくり条例の認定団体が一緒になりまして、現在、亀沢地区建替え調整協議会というのを地域でおつくりになってございます。区民委員の岸さんも入っていらっしゃるんですけども、一定規模以上の計画に対して、この景観の考え方を、景観を誘導する際に活用させていただいております。これをもとに今回、重点地区のルールとして決められるものや推奨するものということで、整理していきたいと考えております。そういったことを踏まえ、重点地区を指定する中で景観形成

基準を決めていきたいと考えてございます。

2のほうでございます。景観重点地区の主な内容です。

地域といたしましては、区の南部地域、両国の駅に近い地域でございまして、左下に図がございしますが、左側のほうに江戸東京博物館がある地域でございまして、両国と錦糸町間の地域でございます。

この亀沢一丁目から四丁目を現在地区計画がかかってございますけれども、景観形成重点地区としていきたいと考えてございます。

重点地区の目標ですけれども、洒落たまち、賑わいと潤いのあるまち、つながるまちということを目標に定めていきたいと考えてございます。

そして、このエリアを下の図のように、地域の町並みの特徴をあらわした5つのエリアに分けて、景観まちづくりを推進していきたいと考えてございます。

資料右側をごらんください。

届出対象規模を変更していきたいと考えてございます。

現在、墨田区で、一般の区域、特定区域につきましては、先ほどお話ししたとおり、高さ15メートル以上、または延べ面積500平米以上のものにつきまして届け出をさせていただいておりますけれども、亀沢地区については、全ての建物行為について届出対象とさせていただくことで考えてございます。

ただし、戸建て等の小規模の外観の変更、色の塗替えに関しましては、小さな建物まで届け出というのは大変だと思ってございますので、北斎通りの沿道エリア、特に店舗がつけられるというようなところにつき

ましては、そこだけを外観の変更について届け出をさせるということで考えてございます。

工作物につきましても、現在、地盤面からの高さ15メートル以上のものに限ってございますけれども、これからは亀沢地区の全ての行為としております。

ただし、今までもそうなんですけれども、建築基準法の確認行為における届け出の規模を工作対象としておりますので、それぞれある程度の大きさ、広告物でしたら4メートル以上の高さのものとか、そういったものについて届け出を課していきます。

それから、(5)に書いてございますが、今回、小規模建築物に関する色彩基準の新設ということで、今、一定程度の大きさの建物につきまして色彩基準を設けてございますので、小さい建物となりますと、少し緩和していきたいと考えてございまして、今考えてございますのは、少し明度を下げるということで、黒っぽいものについて、彩度はいじらないで、明度について緩和していきたいというふうに考えてございます。

それから、(6)でございしますが、屋外広告物の景観形成基準の新設ということで、現在、屋外広告物の景観形成基準がありますが、歴史文化拠点と決めています旧安田庭園だとか向島百花園の周辺だけなんですけれども、今回、亀沢地区につきまして、屋外広告物について、掲示の内容に関する景観形成基準を設けて景観誘導を図っていきたくて考えております。

今後のスケジュールですけれども、10月に景観計画の変更素案ということで、方針を肉づけして説明会を開きたいと思ってございます。

12月に素案を修正したものを作成させていただきまして、原案づくりをしていきたいと思っております。原案につきましては12月ごろに景観審議会を開きまして、またご意見をいただきたい、意見聴取をいただきたいと思っております。

原案を2月にパブリックコメント、1カ月程度させていただきまして、また3月にパブリックコメントの結果を反映した案を景観審議会へ付議させていただきまして、29年度に都市計画審議会の意見聴取、景観計画の変更を6月ごろにしていきたいと。

条例の改正も一部ちょっと必要になってくると考えてございますので、9月の議会にかけて条例の改正を考えてございます。

2枚目が地区計画の変更ということで、景観審議会には参考ということになりますけれども、ご説明させていただきます。

景観形成重点地区の指定に合わせまして、地区計画の一部も変更していきたいと考えてございます。

景観地区計画の変更の方針ですけれども、変更につきましては、(1)は同じものでございます。

(2) 景観計画の変更に関するもので変更する項目につきましては、「建築物の用途の制限」、それから「建築物の壁面の位置の制限」、「建築物等の形態・意匠等の制限」につきまして変更してまいります。

それから3つ目に、建築物の用途制限の対象につきまして、既存の町並みに存在しない用途を新たに制限することにより、にぎわいを適切に誘導していきたいというふうに考えてございます。

エリアでございますが、今までどおり亀沢一丁目から四丁目の地区でございます。

3のところ、左下でございますが、地区計画の主な変更の内容です。

用途制限の対象の追加といたしまして、現在、亀沢地区では、風営法において定められた性風俗関連の営業だけ、店舗型の性風俗だけを今、用途制限してございますが、これに追加いたしまして、アといたしまして、無店舗型につきましても、性風俗の関係を規制していきたいということでございます。

それから、カラオケボックスだとか、劇場、ボーリング場、マージャン、パチンコ場ということで、場外馬券場だとか場外車券場につきましても、現在ございませんので、規制していきたいと考えてございます。

資料右上をごらんください。(2)でございます。

墨104号線沿道地区といいまして、これは北斎通りの沿道ですけれども、今現在、立体用途規制をいたしておりまして、実は1階には住宅の居室を設けないということで、にぎわい施設を誘導するようになっております。5階以上については住宅用途ということで、住宅を誘導する立体用途規制でございます。

そうしたところ、平成6年の地区計画策定後、沿道の1階に店舗が並ばないような形で、ほとんどが建て替え後に分譲マンションになってございまして、1階にはマンションのエントランスや駐輪場、駐車場という施設になってございます。

そういったことで、1階のにぎわいをさらに誘導するために、1階をにぎわいに資する用途にした場合に、5階以上、今現在、住宅用途に限定してございますけれども、住宅用途を外していきたいと考えてござい

ます。

ただし、全部が飲み屋ビルになるというのを地域の方は恐れてございまして、飲食店以外のものとさせていただきたく、4階までは現状どおり飲食店ができるんですけども、5階以上の用途については飲食店以外ということさせていただきたいと考えてございます。

3つ目でございます。「壁面後退区域の工作物の設置制限」でございます。

現在、壁面の後退ということで指定してございますけれども、その部分に、自動販売機だとか固定式の駐輪場は除いてございますけれども、そういったものが散見されておりまして、空間が確保できないような形になってございますので、ここをきちんとルール化していきたいと考えてございます。

また、ポケット広場、北斎通り沿いについて位置づけられているものですが、憩いの空間を創出するというので、樹木、ベンチ等は設置できるようにしていきたいと考えてございます。

4つ目といたしまして、「建築物等の形態・意匠等の制限」の見直しということで、屋外広告物につきまして、きちんと規制制限を行っていききたいと考えてございまして、大型ディスプレイだとか、それから音だとか光が点滅するような、フラッシュのようなものにつきましては規制していきたいと考えてございます。

今後のスケジュールでございますが、先ほどの景観形成重点地区と同様のスケジュールでございます。

10月に地区計画の変更素案の説明会をいたしまして、素案修正説明会、それから2

月に原案説明会、都市計画法16条の原案公告・縦覧を行いまして、4月には17条の公告・縦覧を行いました後、5月に計画審議会に付議し、6月に決定していきたいと思っております。9月に建築条例の一部改正をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

<加藤会長>

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明で、亀沢地区の景観の取組みの経緯がすごいなと思ったんですけども、ここで、このルールづくりにかわられていらっしゃいました亀沢地区建替え調整協議会の代表で岸委員がやっていたということなんですけども、何かご意見といたしますか、ありましたら、お願いしたいところなんですけれども。

<岸委員>

墨田区の集合住宅条例と、それから指導要綱の中に、地域団体への説明というのが事業者には義務づけられています。

亀沢一丁目から四丁目までは、北斎通りまちづくりの会という墨田区のまちづくり認定団体がございます。その中に、亀沢地区建替え調整協議会というのをつくりまして、村上アドバイザーにご指導もらったんですけど、私どもこの地区の専門家、それから地域の4人の町会長さん、それから地域の住民、約二十数名のメンバーがおります。この協議会が条例に定められた地域団体の説明の際に、事業者と話をする、協議をするわけですね。

この場合、一方的に計画の説明をするとか、あるいは地域から一方的な要望・要求を出すんじゃなくて、ともにこの地域をま

ず理解してもらおうと。歴史や文化を、景観も考えてもらって、どういうものをつくったらいいかという協議をしましょうと、そういうスタンスで毎回検討いただきます。

その特徴として、事業者とともに考えるということ、それからもう一つは、集合住宅条例の中でうたわれている、集合住宅に新しく住む住民の方の地域コミュニティへの参加というのがうたわれていまして、それを私たちの協議会の一つの特色として、町会長さん中心に、今の下町のコミュニティをどうにかしなきゃいけないということで、新しい住民がふえる、そういう方にぜひ町会に入って一緒に活動してほしい。そういうのをこの協議会の中で毎回毎回やります。

それで、終わった後に、事業者の代表者の印鑑、それから町会長の印鑑、それからまちづくりの会の会長の印鑑、それから私ども代表の印鑑、それをみんな押しまして、1部を事業者にお返しする、1部を都市計画課にお返しして、協議の報告とすると。

それで年に1回、今年度どういう協議があったかということを都市計画課さんと私どもの協議会のメンバーで話をします。

その中で、いや、こういうふうに条例ももう少し変えたほうがいいんじゃないとか、地区計画ってどうなんだろうとか、こんな問題が事業者さんから出たよとか、そういうことを逐一ご報告して、今回の地区計画の変更の中にも私どもから上げさせていただいた要望もあります。そういう中で行政と私ども地域の住民と、それから事業者が一緒になって考えていこうということで、景観まちづくりではあるんですけれども、景観の範囲にとどまらず、地域のコミュニ

ティを再構築するということまで踏み込んで活動しています。

今お配りした資料は、3年間活動してきました、ここにプロットしてありますけれども、これだけ件数があるんですね。ですから、年間約10件ぐらいありまして、めくっていただくと、写真が写っているのが、これはでき上がった建物の写真です。それでまだでき上がってない工事中のものについては写真がついておりません。ですから、でき上がったものから順に写真をつけていこうと。

これは今年度の5月20日の資料で、活動報告ですけれども、毎年6月に亀沢の4つの町会の役員会、幹事会にこの書類を出しまして、昨年1年間、こういう活動をしたということを各4つの町会、役員会や幹事会にご報告します。

というようなことで、地域住民の方にもご理解をいただく、それから新しい亀沢に住むマンションの方にもご了解いただくという形で現在進めております。

以上でございます。

<加藤会長>

すばらしいシステムですね。感動いたしました。ありがとうございます。それに、ハードもソフトも両方やっっていच्छやる。非常にすばらしいなと思いました。ありがとうございます。

ただいまのご説明を含めまして、何かご意見ありますでしょうか。お時間がないことはないんですけれども。

お願いします。

<小木曾委員>

1点だけいいですか。

地区計画の中の亀沢地区の5階以上の飲

食店以外は、要するに飲食店以外なら何でもできるという、例えばゲーム場だとか、マージャン屋さんだとかというのもできる場合、今まではほとんどマンション、住宅、集合住宅条例に基づいてやっていますよね。

<岸委員>

それは、左側の3番の(1)の建築物の用途制限対象の追加というのがありまして、現行では風営法に定められたというものが制限を受けていると。それに対して、さらに変更として、このアからオのものを入れておこうと。ですから、階数にかかわらず、もうここで一つ制限がかかってしまうという形でございますね。

<小木曾委員>

じゃ、今まで住んでいた方の反発というのは余りないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

<岸委員>

今、地域への説明というのを回を重ねてやっております、村上先生にもその都度ご説明していただいて、住民の方からは、特に制限に対して反発のようなものはございません。むしろ、こういうものをもうちょっと何とかしてくれとか、そういう意見はございます。

<加藤会長>

要望みたいな形ですか、どちらかというとね。

<岸委員>

はい。最近ではゲストハウスみたいなものもあるし、いろいろ問題があるのでという意見は出ております。

<加藤会長>

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしい

でしょうか。

それでは、非常にいいお話を伺うことができてよかったんですけども、本日の議事につきまして、全て終了ということにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

それでは、今後の開催予定につきまして、事務局のほうから何かございますでしょうか。

<和田課長(都市計画課長)>

次回の開催予定でございますけれども、先ほどご説明したとおり、12月ごろに、今お話しさせていただきました亀沢地区の景観形成重点地区の原案の前の案ということになると思いますが、そちらをご審議いただきたいというふうに思っております、12月ごろ開催させていただきたいと考えてございます。また日程調整等させていただきますので、よろしくお願いいたします。

<加藤会長>

わかりました。

それでは、これをもちまして、第13回墨田区景観審議会を閉会したいと思います。ご協力大変ありがとうございました。